



## I. 役割と特徴

## 1. 役割

一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていただけるような社会づくりに向け、国土交通省において、平成17年7月、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が取りまとめられた。

さらに、平成18年6月には、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、人にやさしい街づくりの整備の促進が一層期待される時代となった。

こうした社会状況の中、本県においても、より一層人にやさしい街づくりを進めるため、平成16年12月に人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「人にやさしい街づくり条例」という）を改正し、特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（以下「整備基準」という）に加え、より円滑に利用できるようにするための望ましい基準を定めることとした。

本書は、建築物に関する望ましい基準について、「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」（以下、「望ましい整備指針」）として示したものである。

### 人にやさしい街づくりの推進に関する条例

（整備基準の遵守義務等）

第11条 特定施設（注）の新築若しくは新設、増築又は改築（中略）をしようとする者は、当該特定施設（中略）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。（以下略）

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするために必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

注）特定施設：多数の者が利用する一定範囲の施設

## 2. 特徴

整備基準は、最小限の措置を施設の用途・規模別に定め、遵守を求めている。一方、望ましい整備指針は、次のような3つの特徴を持っている。

- ① 高齢者や障害者を始めとするすべての人があらゆる施設を、より一層円滑に利用できることを目指したものであり、施設整備に求められる多様な意見を反映し、身体的状況等に対応した措置を示したものである。
- ② 事業者や設計者等が、当該施設を整備する際に必要な措置を選択することができるようにしたものである。またこれ以外にも、考え方に基づいた工夫等、柔軟な対応を期待するものである。
- ③ 施設整備にあたっての意見の聴取の機会に活用されるとともに、その事例蓄積によって内容が見直され、充実していくことが期待されるものである。また、技術開発の進展、整備の考え方の変化に対応して、その内容を発展させていくものである。

これまでの「人にやさしい  
街づくり条例」による  
措置（基準）の適用の考え方

## 整備基準

条例によって遵守すべき基準

『高齢者、障害者等が円滑に利用できる  
ようにするために必要な特定施設の構造  
及び設備に関する措置の基準』

様々な人や状況への対応が求  
められる時代となり、県では平  
成 16 年に条例を改正

### ◆策定にあたっての観点

- ①限定的 ⇒ 多様性
- ②画一的 ⇒ 柔軟性
- ③固定的 ⇒ 発展性

整備基準  
(義務)

遵守

遵守・選択

これからの「人にやさしい街づくり条例」による  
措置（基準）の適用の考え方

望ましい整備指針

【整備の考え方】（指針P7～）

- ◆整備にあたっての2つの基本事項
  - ・高齢による機能低下、障害等への十分な理解
  - ・配慮内容についての適切な段階での検討
- ◆整備にあたっての5つの視点
  - ・共用できる空間づくり
  - ・複数の手段が用意された空間づくり
  - ・分かりやすい空間づくり
  - ・使いやすい空間づくり
  - ・安全な空間づくり
- ◆施設運営に向けての2つの配慮
  - ・ソフト対応についての運営者との調整
  - ・運営者への配慮事項の伝達
- ◆項目別
  - 敷地内通路／廊下等／出入口／階段
  - エレベーター／エスカレーター／便所／客席
  - 駐車場／案内表示／浴室／客室
  - カウンター等／授乳室等／手すり

事業者（外含む）、  
設計者、施工者、  
メーカー、インテ  
リアデザイナー等

- ・「考え方」を理解
- ・「措置」を選択・採用

高仕様化

【措置】（指針P45～）

◆項目別／共通事項と障害別事項

多様な意見が反映された措置

整備基準  
（義務）

整備事項の追加

措置の選択  
にあたって  
意見を聞く

スパイラル  
アップ

意見を反映させる仕組み

- 高齢者・障害者等からの意見の聴取会での活用
- 適宜改訂
  - ・意見を反映させる仕組みでの事例の蓄積
  - ・技術開発の進展
  - ・整備の考え方の変化

